

## 第12回びわこ東海道景観協議会 議事要旨

■日時：

令和5年2月17日（金） 14：00～16：00

■場所：

平野コミュニティセンター 3階大会議室

■出席委員：

藤本委員（会長）、壽崎委員、武田委員、古川委員、木村委員、村上委員  
二反田委員、山田委員、増田委員、一浦委員

■欠席委員：

宮本委員、宇野委員、谷委員、和田委員、黒澤委員（オブザーバー）

■事務局：

草津市都市計画課、大津市都市計画課

■傍聴者：なし

### 1. 開会

---

藤本会長挨拶

### 2. 議事概要

---

主な意見および質疑は以下のとおり。

■議事（1） 推奨ルールおよび今後のスケジュールについて

<委員>

推奨ルールのガイドライン作成のところで目標値の設定とあるが、あくまで規制をしない中での目標値なのか、仮に規制化を検討したときには再度目標値が変わるのか、事務局の考えを伺いたい。

<事務局>

規制に向けた検討であり、ガイドラインで設定する目標値は、規制化を含めた目標値を設定すべきであると考えている。

■議事（２） 県道18号と東海道における屋外広告物の色彩基準（案）について  
および自家用広告物の高さ基準（案）について

<会長>

色彩の方から皆さんのご意見を伺いたい。

同じ色相、同じ明度で、彩度だけを変えてアンケートが作られており、このアンケートを基にしてどうしていくかご提案等あればお願いしたい。

<委員>

看板を掲げる事業者は、高彩度の方が良いという感覚をお持ちなのか伺いたい。

アンケート結果から、市民は彩度が高くない方が良いという感覚であることが分かったが、事業者はどうか。

<事務局>

事前説明をしている中では、彩度についてのご意見は頂戴していない。

<会長>

事業者によるが、鮮やかな看板を掲出したいと考えるところが多いように感じている。CI カラーで使われている色は鮮やかな黄色や赤などが多く、彩度を落として掲出しよと思うところは少ない。

雑誌広告やオンライン広告では視聴者数等からどれだけ効果があるかが読めるが、屋外広告物の分野ではそのカウントができない。大きく派手な看板の方が多くの人に見てもらえると信じている事業者は多いだろう。

<委員>

事務局から色彩については聞いていないと話があったが、事業者から、高さについて何か意見があったか。

<事務局>

高さについては、四車線の道幅が大きい道路では、反対側からの視認性を考えて8mが妥当ではないかという意見があった。

7mも8mも車から見ればそんなに大きさが変わらないのではないかと、というご意見も頂戴している。

<委員>

アンケートの回答数が1,000を超え、母集団としてはいい感じだと思う。

アンケートは大津市と草津市に住む人の感覚がわかったが、では、両市以外の人の感

覚はどうなのか、専門家の感覚はどうなのか、市民感覚と違いがないかどうか検証が必要だと思う。アンケートでなくても良いので、他の事例や広告主の視点等の検証が必要ではないか。

<事務局>

アンケートは両市民が対象となっている部分はあるが、SNSを通して実施しており、割合としては低いかもしれないが、両市在住ではない方も含めた意見の反映が一部はできていると思う。専門家のご意見等に関してもこの協議会の中で頂戴して、総合的に検討していきたいと考えている。

<会長>

アンケートについては、市民だけではなく両市に関心がある人からの回答が得られたということ。

色彩について専門家の立場から話すと、赤と黄色に関しては、彩度10は最高の彩度ではなく少し落ち着いた色彩だが、青については彩度10は最高彩度である。県や他都市の事例を見ても、彩度10～12あたりでの規制が多い。

<委員>

東海道に関しては落ち着いていて調和が取れる色であり、市民の理解も得やすいと思う。一方で県道18号に関しては、びわこ東海道景観基本計画に『魅力ある沿道景観の保全』というキーワードがあるが、彩度10が適切なのか議論が必要である。県道18号は今までより厳しく少し落ち着かせる方が良いのか、市民の皆さんが選んだ色が良いのか。

<委員>

太陽に対しての看板の位置によっても色の見え方が変わる。反射や灯火、LED、動画等の看板もある中で、彩度の基準を決めることは現実的ではないと考えている。

制作側としては位置や見え方等の細かな配慮のうえで看板を製作しており、細かく基準が作れるのか疑問である。なかなか答えにくい内容だと思う。

<会長>

どういう基準が良いと思うか。数値がわかりやすいと思うが、他に方法があるか。

<委員>

そこが一番難しいところである。

現状のアナログな看板であれば悩むことなく決められるが、電光の看板になると、時

間帯によって変わるため、一律の基準を検討することは難しい。

<会長>

夜間や動きのあるものの規制について事務局の考えはあるか。

<事務局>

来年度検討予定である電光可変式広告物について、草津市としては輝度も基準に入れるべきだと思っている。草津市の景観審議会でも電光可変式広告物について協議いただいた中でも、明るさについては基準を設定する方向で検討している。

現状の看板のところでは、事務局としては（明るさではなく）彩度の基準の検討を進めており、それに代わる基準というところは何も検討していない状況である。

<会長>

草津市では彩度1.3以下、大津市は彩度1.2以下という基準で運用している中で、県道18号については彩度1.0以下にしようという提案である。

続いて、高さについてご意見を伺いたい。

事務局からの提案は、県道18号については6m/7m/8m以下、東海道の重点エリアは4m以下、東海道の重点エリア以外では6m以下となっている。

<委員>

東海道の方はある程度コンセンサスを得られているが、県道18号はなかなか難しいといった話があったが、思い切って都市計画の中で位置づけてはどうか。

思い切ったポリシーを上から持ってこないで、県道18号はバックボーンがなく難しいのでは。

<委員>

大胆なストーリーを作った方が決めやすいのではないか。

<会長>

例ではポール看板が挙げられている。京都市では袖看板を禁止にしているが、他の看板について考えはあるか。

<事務局>

ポール看板を例に検討しており、その他の広告物については別途検討が必要であると認識している。

<委員>

沿道景観であるため、その道を通ったときに落ち着き等の変化が感じられる景観がゴールであると認識している。そのあたりを踏まえてご議論いただきたい。

<委員>

びわこ東海道景観基本計画の策定段階から関わっているが、幹線道路のあるべき姿が明確になっていない。東海道については一般的に共有できるあるべき姿が具体的に表現されている。

彩度にしても高さにしても、低くする効果としては目立たなくするということだと思う。それは遠景のデザインを考えたときにはまちの景観が良くなる一方、看板を目立たせたいはずの事業者側からは反発があるだろう。

県道18号のあるべき姿についてももう少し明確になって、教科書のようなルールブックとして彩度や高さが低いとまちの景観が良くなることを示せると良いと思う。

県道18号の県警前では背の高い木が植えられており、8mの高さだと木で隠れてしまう。規制化するときには、木で隠れる看板を救うような例外を認める方法を検討する必要があるのでは。令和7年のあたりでそのあたりも検討していただきたい。

ガイドラインなら厳しい基準でも良いが、規制化するなら息苦しい基準に感じる。

<会長>

対象地域で協議会を立ち上げ、新しく基準を作る場合はそこでデスクッションして決めていくという方法がとられることもある。

<委員>

マンションの壁にマンション名が大きく載っているものは看板にあたるのか。

<会長>

看板である。

マンションの壁面広告についての基準はあるのか。

<事務局>

草津市では基本的には自家用広告物が多いが、非自家用広告物が掲出されている場合もある。

<会長>

高さ6mというと2階建てくらいの高さである。2階あたりまではファサードとして店の広告がつく可能性が高く、広告物をこの高さまでに抑えておくとまちなみに変化が

出てくると思う。

街路樹と重なるところでは低くする方が効果的な場合もある。

<事務局>

事務局としては、今回の協議会で色彩基準と高さ基準を決定したいと考えている。

<委員>

事務局から、事業者の意見として四車線では8mの高さが必要と合ったと聞いたが、アンケートも似た結果であり、一定この案も有効であると思う。

<会長>

『6～8m以下』という案ではだめなのか。

<事務局>

〇m、と具体的に決めたいと考えている。推奨ルールとして運用していくときに、6～8m以下では曖昧になってしまう。

<委員>

事業者の希望ではなく、その道路を頻繁に利用する人にとって快適な方を基準に決めて、モデルケースにしていくものと理解している。

アンケート調査で回答している人は、両市との関りがあり、かつ、景観や看板に比較的兴趣がある人。SNSを活用しており年代的な偏りがあるかもしれないが、このアンケート結果から基準を決めるというのは妥当だと思う。

6mと8mで拮抗しているというところで、どちらにするかこの協議会でさっと決めるしかない。滋賀県内の一番厳しい基準が8mであり、モデルケースとしていくなら6mあるいは7mの厳しい基準で運用してもいいのではないかと思う。

<委員>

どういう景観を目指しているのかというビジョンがないまま基準を決めても意味をなさない。例えば、東海道の重点エリアでは看板を禁止する等をしない限り、4mは良いが6mはだめということでは景観を守ろうという方向性が見えてこない。建物についても高さ制限を設ける等、街道景観の保全を目指すのであれば、東海道についてはもっと厳しい基準を設定しないと崩壊の一途を辿るだろう。

県道18号についても、街路樹以下の高さでなければ基準を設ける意味がないと思う。個人的には、県道18号全体で基準をかけることは難しいと感じている。なぎさ公園のように保全したい景観があるところは看板を禁止し、それ以外の地域ではどうしていく

かを検討するべきだと思う。

何年後を基準にして設定しているのかはわからないが、方向性を示さないと推奨ルールは広まらないのでは。

<会長>

今協議している基準はガイドラインのベースになるのか。

<事務局>

今回決定する基準は、びわこ東海道景観基本計画に基づく推奨ルールの基準である。令和6年度に作成予定のガイドラインにも記載し、令和7年度から運用を予定している。

<会長>

両市では県道18号としての基準がなく、場所によっては20mまで看板が立てられる基準である。両市で推奨ルールを設定する方向で進めていく、という意思表示として捉えていただいたら良いと思う。

規制をかけてすぐに景観が変わるかといえば、なかなかすぐには変わらないのが現状である。10年後ぐらいにようやく景観の変化を実感できるだろう。京都市でもそうだが、地域の人が本気になって取り組んだところは一気に景観が変わる。理想は、東海道と県道18号でそれぞれ協議会を立ち上げ、その中で協議していくことだが、その第一歩として捉えてほしい。

県道18号については、変化を考えると高さは6mが良いと思う。2階建てくらいの高さであり、この高さまでに抑えておくとまちなみに変化が出てくる。街路樹に関しても、低い方が見えやすい。

東海道については、本気で取り組む人が揃えば地域で基準に関係なく取り組んでいただければ良い。今は全体で検討しているので、重点エリアは4m、それ以外では6m、この6mの基準が県道18号と揃っているとわかりやすいと思う。

<委員>

両市が県内の景観を先導的に引っ張っていくことを踏まえると、県内の一番厳しい基準よりも厳しい基準であれば、景観をリードしている大津草津というイメージで非常に良いと思う。規制ありきではあるが、広域連携で両市が景観を守るという視点を共有していただければありがたい。

<会長>

県道18号の高さについて、6mの案でご意見がなければこれで決定したいがどうか。  
(意見なし)

それでは、

- ★色彩：(県道18号) 彩度10以下  
(東海道) 彩度6以下
- ★自家用広告物の高さ：(県道18号) 6m以下  
(東海道重点エリア) 4m以下  
(東海道重点エリア以外) 6m以下

で決定する。

### ■議事(3) 屋上広告物の基準の検討について

<会長>

屋上広告物の規制についてももう少し詳しく伺いたい。

<事務局>

例えば、9mの建築物であればその2/3である6mまでの屋上広告物が設置できる。

<委員>

県道18号は大手チェーン等が多いが、屋上広告物の改修等、他都市での協力事例があれば教えてほしい。

屋上広告物の基準を厳しくすれば壁面広告物が増加する可能性があるが、壁面広告物も一定基準を厳しくしていきながら景観を守るなら、大手チェーンがどうかわしていくのかが心配である。

<会長>

色を反転させて白ベースに青字で、サイズも小さくしている事例がある。行政側が厳しく言えばそれを順守している。

<事務局>

他都市の事例であれば、京都市ではスカイラインを創出するため、屋上広告物は全面禁止にしていると把握している。滋賀県に関しても、1/4以下という両市よりも厳しい基準に改正される。

<会長>

滋賀県も見直しに動いているということ。次回はビジュアルでわかりやすい絵を出してもらいたい。

<委員>

県道18号で、自家用広告物の高さは6mに規制しながら、屋上広告物は高いところに大きく掲出できるのは矛盾している。

<委員>

屋上広告物についてもしっかりしたルールブックを作成することが必要。

<委員>

滋賀県も見直しされているということだが、景観をリードするという視点では、同じ方向を向いて、あるいはそれよりも早く動くことが必要だと思う。

インセンティブを考えたときに、全面禁止にすると難しくなる。すでに掲出されているものを除却したときは可能だが、新しく設置される場合のインセンティブの与え方はどうするのかについても議論しておく必要がある。

<会長>

面積基準についてはどうか。

<委員>

面積基準についても、モデルケースとして運用していくのであれば、合理性のある中で県内で一番景観を守っていく意思表示ができるラインをご議論いただきたいと思う。

<会長>

県よりも厳しくできるのか。

<事務局>

県の一番厳しい基準(屋上広告物)では5㎡以下、市街地であれば30㎡以下である。協議会での意見や滋賀県の条例を参考にしながら検討していきたい。

<会長>

県の基準よりも厳しくできなくもない、と捉えて良いか。

<事務局>

現状、設置されている屋上広告物もあるので、実現性も踏まえながら検討したいと考えている。

<委員>

屋上広告物は設置されている建築物の高さによっても見え方が変わってくる。低い建築物だと屋上広告物が大きく見えるので、一律に面積基準を設けるのではなく、建築物の高さに合わせて面積を変える必要があるのでは。

写真の撮り方のところで、距離を揃えてもらおうと比較がしやすいので、次回以降はお願いしたい。

<委員>

屋上広告物はスカイラインが一番問題になってくるので、東海道は屋上広告物が一切ない方がよい。県道18号については、遠景・中景を阻害しないよう、低いもののみ設置できるような基準が良い。

すでに設置されているものをなくすのは10年くらいかかる。長期間かかるので、モデル地域を決めて、その地域だけはもっと早いペースで取り組んで、結果が市民に見える形にしたい。10年経てば社会情勢もまた変化してしまう。

<委員>

少し古い建築物は防火水槽があり、見栄えが良くないため広告物で目隠しするケースがあった。最近はこのケースも少なくなり、屋上には何もない方が整っていて良い。

東海道は屋上には何もない方がよい。県道18号は高さを抑えて、横向けに広がる方がスカイラインが綺麗になると思う。

高さの説明がわかりにくかったので、再度説明を求める。

<会長>

高さの説明は、絵があってビジュアルで見た方がわかりやすいと思う。

目隠しのためのものは今まで多かったが、最近では減ってきている。壁面の角を利用した屋上広告物風の壁面広告物のように、工夫がされているケースもある。

<委員>

月が降りてくると大きく見えるように、建築物の高さによっても見え方が変わるため、一概にサイズを規制するのではなく高さによって変えると良いと思う。

目隠しを屋上に設置しなくて良いのであれば、東海道は一律屋上広告物を禁止しても良いと思う。

<委員>

東海道については屋上広告物を全面禁止にしても良いと思う。

県道18号は、現状は高さの規制のみで面積の規制はない。高さの規制のみだと、横

に細長い屋上広告物が設置される可能性もある。壁面広告物だと壁面の〇%以内という基準がある。屋上広告物も大きさの規制をかけて、全体の治まりをコントロールしていくべきである。横に細長くなるのを阻止するためには、サイズというよりは『壁面の横幅の〇%』というような規制のかけ方が良いのでは。屋上広告物を禁止にするのも良いと思うが、実現可能性が低いと感じる。スカイラインを揃えるための高さ規制と横幅を抑えるための大きさ規制が必要。

<会長>

事務局の方で意見をまとめ、推奨ルール（案）を作成してください。

壁面を上手く活用し、建築物のデザインといかに調和した屋上広告物とするかがポイントになる。四面に広告を入れるのではなく効果的な面のみに限るなど、検討が必要である。

#### ■議事（４） その他 大津市景観計画改定について

<委員>

「魅力ある対岸形成」について、一部眺望ポイントのマナーが悪い。ルアーや空き缶等が捨てられており、ゆっくり対岸を楽しもうという雰囲気ではなくなっている。眺望を見る人のマナーを啓発した方が良い。

<会長>

対岸に対して視点場も大切である。こういった視点もびわこ東海道景観基本計画の中には盛り込まれていたと思う。

<事務局>

眺望点を魅力的にしたいというところでは、この協議会でも意見があった。いきなり変えられるわけではないが、視点場の整備やPRするための取組は今後の課題であると認識している。

マナーの問題に関しては、眺望点の管理者への相談も含めて、今後、事務局の方でも検討の必要があると思う。

<会長>

景観は総合的な視点が必要。行政も内部での連携を深めて取り組んでほしい。

### 3. 閉会

---

任期満了を迎える二反田委員より挨拶

<事務局>

次回協議会は5月に書面での開催を予定している。

— 終 了 —